平成２３年（フ）第４２４号
大分市大字駄原1309番地の９、破産手続開始決定時の住所大分市大字駄原999番地の４
破産者　森田　克己
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２２号
大分市大字佐賀関1423番地の１
破産者　嵯峨　健司
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６０号
北海道紋別郡遠軽町西町２丁目７番地25
破産者　木村　勝司
１　決定年月日　平成24年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
北海道北見市留辺蘂町花丘28番地４、開始決定時の住所北海道北見市留辺蘂町平里251番地８
破産者　木村　弘之
１　決定年月日　平成24年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
青森県黒石市大字豊岡字豊岡28番地４
破産者　白戸　修二
１　決定年月日　平成24年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第９７号
福島県本宮市本宮字塩田49番地２
破産者　相良　　恵
１　決定年月日　平成24年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
長野県埴科郡坂城町大字上五明1340番地の１
破産者　大澤　勝江（旧姓森）
１　決定年月日　平成24年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第９２４号
京都府八幡市八幡小松20番地の５　1917
破産者　中村　孝之
１　決定年月日　平成24年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９２６号
京都府八幡市八幡小松20番地の５　1917
破産者　中村　照美
１　決定年月日　平成24年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７号
香川県観音寺市室本町780番地１
破産者　續木　正人
１　決定年月日　平成24年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第３１８号
高知市葛島４丁目６番１号　第一レジデンス201号
破産者　山下　幸子
１　決定年月日　平成24年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４４０号
北九州市八幡西区大字野面1827番地１
破産者　井上　敬治
１　決定年月日　平成24年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５５７号
北九州市小倉北区新高田２丁目２番16―203号
破産者　阪口　美恵
１　決定年月日　平成24年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６４９号
北九州市若松区赤崎町２番９号
破産者　岡部　秀樹
１　決定年月日　平成24年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２６０号
宮崎市清武町木原435番地２
破産者　小濱　正彦
１　決定年月日　平成24年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３８号
栃木県小山市大字高椅630番地４
破産者　岩下　節子
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第８６号
栃木県足利市大前町1345番地３
破産者　足利東和レジスター販売こと　小川　壹弘
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第５１１号
札幌市東区中沼西４条１丁目６番12号　エトワール北都203号
破産者　永木さゆり
１　決定年月日　平成24年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５１号
札幌市白石区平和通６丁目南１番７号
破産者　平野　桂司
１　決定年月日　平成24年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部